

押印見直し方針

1 趣旨

行政手続の簡素化及び町民の利便性の向上を図るため、町民、事業者及び職員が行う申請手続等における町民等に求めている申請書等の氏名欄の認印の押印について、見直しを実施する。

2 用語等の定義

本方針で扱う用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 印鑑の定義

	定 義
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑 ③その他特定の手続※で使用するものとして登録した印鑑
認印	印鑑登録を要しない印鑑

※入札制度における参加資格審査の要件として、入札、見積書、契約書などにおいて使用する印鑑の登録を義務づけている場合など

(2) 手続の定義

	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等の手続

(3) 用語の定義

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自署すること
記名	氏名を記載すること

3 押印見直しの対象手続（令和3年6月15日現在）※

(1) 行政手続 ・ ・ ・ 1 6 0 6 件（うち町から発する文書：7 1 8 件）

(2) 内部手続 ・ ・ ・ 1 3 0 件

※今後、国や県の上位法の改正や通知、各課との調整等により件数増減の可能性あり。

4 押印見直しの考え方

- (1) 法令等、条例等に根拠がない押印は原則廃止
- (2) 条例等に基づき押印を求めている書類については、求めている押印の種類、手続きの内容・目的等を踏まえ、押印を求めている意味、趣旨の合理性、代替手段の可否の視点について検討し、真に必要な場合を除き、条例等の根拠規定及び様式を改正の上、押印を廃止
- (3) 本人確認等が必要な手続については、押印廃止にあわせて本人確認の代替方法を整備

5 行政手続における押印見直しの基準

(1) 押印が必要なもの

- (a) 地方自治法234条第5項の規定により記名押印が義務づけられている契約書
 - ・ 協議書、覚書等の双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているものを含む。
 - ※契約書に基づく口座振替（送金）申請書、委任状、請求書、領収書含む。
- (b) 入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札、見積り、契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの。
- (c) 上記以外の国及び県の法令・条例等により押印が義務付けられているもの。
 - ・ 国や県に限らず本町以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
 - ・ 国及び県の法令・条例等により押印が義務付けられているものに基づく口座振替（送金）申請書、委任状、請求書、領収書含む。

(2) 押印を求める趣旨の合理性

ア 押印が求められている趣旨と合致しているかの検討

押印が求められている趣旨として以下の3点が挙げられるため、それぞれ合理性を検討し、押印を見直す。

(a) 本人確認（文書作成者の真正性担保）

この場合、本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に認印（実印による押印でない場合）は本人確認としての効果は大きくないことに留意することが必要である。

(b) 文書作成の真意の確認

この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意することが必要である。

(c) 文書内容の真正性担保（証拠としての担保価値）

この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいといえないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意することが必要である。

イ 行政手続の内容・目的・趣旨等により押印不要と考えられるもの

- (a) 単に事実や状況の把握のみを目的としているもの
例：各種届、履歴書、実績報告、収支報告など
- (b) 当該本人であることの確認が、一連の手続の過程（添付書類、本人確認等）で公的証明書の提示等他の手段により可能なもの
例：各種申請（同意書、誓約書、承諾書含む）、指定管理者申込など
- (c) 町と継続的な関係を有し、当該本人からのものかどうか明らかであるもの
例：変更/更新申請など
- (d) 対象が不特定の者で、押印を求めてまで本人確認をする必要がないもの
例：町有施設の利用申込、講習等の申込、縦覧閲覧申請など
- (e) 契約の相手方が明確であり、金額の照合等が可能であるもの
例：請求書や領収書など
- (f) その他押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの

ウ 押印の代替手段の検討

押印を見直した際に、本人確認が必要な手続で以下のような方法により代替しうる場合、押印を見直すことができる。

- (a) 本人であることが確認された電子メールアドレスからの提出や継続的な関係がある者の電子メールアドレス、既登録電子メールアドレスからの提出
- (b) ID/パスワード方式による認証
- (c) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のコピーや写真のPDFでの添付
- (d) 電話等による本人確認
- (e) 実地調査等の機会における確認

エ 署名又は記名押印が必要なもの

当該行政手続の内容・目的・趣旨等に照らして、押印を求めることに合理的理由があり、他の手段により代替することが困難な場合は、可能な限り署名又は記名押印との選択制をとることとする。

なお、これまで「署名又は記名押印」を求めてきた手続について、「署名」のみを求めることは、手続者の選択肢を狭めるものであることから、原則として行わないこととする。

<合理的理由があると判断される場合>

- ・ 本人の意思確認を強く求める手続
委任状など
※本人以外に給付するおそれがある場合
- ・ 第三者による証明
医師による診断書、各種証明書など

(3) 様式及び添付書類の見直し

ア 記載項目の見直し

手続の審査等に不要な項目や、添付書類又は一連の手続において確認可能な項目については、当該項目を見直す。

イ 添付書類の省略

手続の審査等に不要なものや、他の添付書類又は一連の手続において確認可能なものについては、様式への添付の義務付けを見直す。

6 押印見直しの状況について

町ホームページにおいて、押印見直しの状況について随時公開する。